

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年6月23日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市5町2村 ^{※2}	1市5町2村 ^{※2}	—
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ			
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 柳倉町	
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木、原町区馬場字巣巣岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される小豆を除く。)		—
大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塙村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)及び旧白沢村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村及び旧太田村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウダイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物	水産物30種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イシジの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村	—
	ノワサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*2 南相馬市・東日本電力株式会社福島第一原発より発電所から往復約2キロメートル圏内の「福島原町」、美和地区、郡山地区、川俣地区、猪谷地区、波田地区、浪江地区、川内村(東京电力福島第一原発)を除く

行便及び旅館は、當田町と山根町の区域に限る。)川俣村(山木の区域に限る)、高岡町、大和町、双葉町、浪江町、磐梯郡及び飯石郡

*4 福島県福島市(旧福島市)、旧小国村、旧立子山町、旧川原町、旧水原村、下川崎町及び旧平田村の区域に限る。、郡山市(旧久喜山の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西条村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧浪

川の区域に限る。)、市川町(鶴見町),船引町(山下小字),大船町(山下中字),高麗町,常葉町(並木)に市有林福島森林管轄署1班251林班の一部,255林班から270林班まで,283林班から301林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小原高,原木原(竹芋字)平野字)の区域に限る。)、馬場(字五郎山,字梯川及字篠原の区域に限る。)、高木(字助郎,字吹吹原,字七曲,字森井及字松原の区域に限る。)、荒井(字間形及字荒井の区域に限る。)、荒川(字荒川の区域に限る。)、下原(字下原,字根坂,大字田泽,字森合,字合及字鞍背の区域に限る。)、高田(字北ノ内,字木室,字押理原,字室谷,字段原,字久保大前,字木久保前,字木久保内及字木高林の区域に限る。)、境井(大字米次,小字鷲谷,大字田泽,字森合,字合及字鞍背の区域に限る。)の区域に限る。)及び市内に林有林福島森林管轄署204林班から208林班まで,208林班から2120林班まで,2104林班から2130林班までの区域に限る。)、伊達市(旧堀端町,旧住田町,旧成田町,旧田代町,旧小国町及び日向館町の区域に限る。)、川俣町(山下並に川内町有林福島森林管轄署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井町の区域に限る。)、広野町,柏原町,川内村及び飯坂町(長尾並に川内町有林福島森林管轄署230林班及び2310林班の区域に限る。)。

*5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指⽰により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗代町・富岡町(平成25年3月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、東茨城郡(平成25年5月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指⽰により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川村町(平成24年3月30日付け指⽰により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、裏磐梯町(平成25年3月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)及び飯坂町(平成24年1月15日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、猪苗田町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月

※7 アイヌ・アラシタマ・イナコ(白熊を除く)・イバゲル・ウカメハ・ウミタガ・エゾノイタマ・カサゴ・キツネメバフ・クロウシ・タ・クロソイ・クロダイ・ケムシカジカ・コキンカスベ・サクラマス・サブロウ・シメバル・スズキ・ナガツカ・ヌマガレイ・バハガレイ・ヒガング・ヒラメ

次へ / 前へ / ホーム / ログイン / ログアウト / フォローワー / エイドワード・チャーチ / カメラ / キャベツハイル / ブラウンショウ / クロウ / グローディ / ケムンカンジカ / コモンカスベ / サフランマス / サフロリ / シロヌタル / ススキ / ナガカリ / ハバカライ / ヒカンヅク / ビラ / ハシゴイ / マナツ / マコロイ / マコロミ / マコロミ / マコロミ / ラムズ / リスガモ / リスガモ

*8 当該県において飼育されている牛について、県外への移動(12ヶ月前未満のもののを除く)及びヒツジ場への出荷などを控えるよう要請
南相馬市、二本木市、伊達市、川俣町、南相馬市、猪俣町、富岡町、大熊町、双葉町、川俣町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年6月23日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	金石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、金石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、金石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、金石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、金石市、奥州市、平泉町
	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	タケノコ(野生のものに限る。)	
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年6月23日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績・平成27年6月23日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月23日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月23日現在

福島県		出荷制限
米（平成26年度）	H28.3.20～： 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗代町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成24年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗代町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川内村（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）他の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。
穀類	H27.3.20～： 米（平成27年度）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪苗代町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川内村（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）他の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H23.8.6～：秋元湖、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、長瀬川（諏訪との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の両蔵川（支流を含む。）	
ヤマメ（稚稚を除く。）	H24.3.29～：新田川（支流を含む。） H24.3.29～：大田川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.24～：猪苗代湖（諏訪代湖）に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川を除く。）及び日御川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.6.7～H25.7.30解除：福島県内の久慈川の上流（支流を含む。）	
ウグイ	H23.8.17～：高野川（支流を含む。） H23.8.27～：猪苗代湖のうち鶴ダムの下流（支流を含む。） H24.3.29～：猪木川、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらに間に流入する河川、長瀬川（諏訪との合流点から上流部分に限る。） H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖及びその支流を除く。）及び日御川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.5.24～H26.10.24解除：福島県内の只見川のうち久慈ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）	
ウナギ	H24.8.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。） H24.8.27～：阿武隈川のうち鶴ダムの下流（支流を含む。）、高野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。） H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。） H24.4.12～：鶴川（支流に限る。）	
アユ（稚稚を除く。）	H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び猪苗代湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）、長瀬川（諏訪との合流点から上流の部分に限る。）並びに日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）ただし、東山ダムの上流を除く。） H24.5.21～H24.9.19解除：猪苗川（支流を含む。）	
イワナ（稚稚を除く。）	H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち本名ダムから上流ダムの間（支流を含む。） H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち上流ダムの下流（支流を含む。） H24.4.24～H27.1.14解除：日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。） H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び猪苗代湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。）ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（諏訪との合流点から上流の部分に限る。）	
コイ（稚稚を除く。）	H24.5.19～：福島県内の阿武隈川のうち鶴ダムの下流（支流を含む。） H24.8.15～：福島県内の阿武隈川のうち鶴ダムの下流（支流を含む。）	
フナ（稚稚を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び猪苗代湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。）ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（諏訪との合流点から上流の部分に限る。）並びに高野川（諏訪との合流点から上流の部分に限る。）	
アヒメ	アカシタビラメ イカナゴ イシクゲイ ウスメリル ウミナゴ エゾノイアイナメ キツネヌハル クロソシント クロソイ クロダイ ケムシシジカ コモニカスベ サクララス サブロウ シロヌペル スズキ スマガレイ ハイガレイ ヒガシフグ ヒラメ ホシガレイ マアナゴ マコリレイ マコロイ ムラブイ ヒノミガイ アカシレウ スケウウラ マガレイ ナガシカ マツカワ ホシザメ ショウサイフ サヨリ カサゴ ユメサゴ ホウボウ キタムラサキウニ	H24.8.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
赤	H24.6.22～H25.10.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.15～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
青	H24.7.26～H27.2.18解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.23～H26.10.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.15～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
赤	H24.7.26～H27.2.18解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.23～H26.10.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.15～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.6.22～H27.1.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ムシガレイ	H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.6.22～H27.4.1解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
メイタガレイ	H24.6.22～H27.4.12解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H28.7.19～H28.8.23～一部除外：全城（他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）	
イノシシの肉	H23.11.2～：福島市、南相馬市、広野町、猪苗代町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、高岡村、猪俣村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木町市、磐梯町、西郷町、川俣町、大玉村	
内	H23.12.2～：郡山市、猪苗代川市、田村市、白河市、いわき市、鮫石町、石川町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢祭町、福島町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鉢川村 H28.7.5～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、猪苗代下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、北佐原村、猪川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代村 H23.11.2～：猪苗代町、猪苗代下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北佐原村、猪川村、昭和村、猪苗代村 H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、猪苗代下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北佐原村、猪川村、昭和村、猪苗代村 H24.7.30～：全城	
カルガモの肉	H28.1.20～：全城	
キジの肉	H28.1.20～：全城	
クマの肉	H23.12.2～：猪苗代町、猪苗代下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、北佐原村、猪川村、昭和村、大玉村、天栄村、玉川村、白河市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、猪苗代下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北佐原村、猪川村、昭和村、猪苗代村	
ノウサギの肉	H28.1.20～：全城	
ヤマドリの肉	H24.1.15～：全城	

*■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月23日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、青森市	
	H24.10.30~: 青森市	
	H25.1.1~: 鎌ヶ浜町	
水産物 マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東会津尻屋崎灯台と北海道函館市恵那山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海沿	
岩手県		出荷制限
タケノコ 原木クリタケ(露地栽培) 原木シイタケ(露地栽培)	H24.5.31~: 一関市、奥州市	
	H24.6.30~: 鹿角市	
	H24.6.12~: 一関市、奥州市	
	H24.4.19~H27.4.10~一部解除: 鹿角市、住田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.25~: 堂石市、奥州市、平泉町	
	H24.4.26~H27.4.10~一部解除: 一関市、大槌町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.7~H27.4.10~一部解除: 遠野市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.7~H28.10.7~一部解除: 花巻市、北上市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.10~H28.4.3解除: 盛岡市	
原木ナマコ(露地栽培) 野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 大船渡市、盛岡市	
	H24.10.23~: 鹿角市	
	H24.6.12~: 一関市、鶴巣高田市、平泉町	
	H24.10.18~: 盛岡市	
	H24.10.18~: 鳥海市	
	H24.10.29~: 大船渡市、金ヶ崎町	
	H24.6.17~: 遠野市	
	H25.10.9~: 住田町	
	H24.5.10~: 奥州市、花巻市	
	H24.5.14~: 盛岡市	
コシアブラ セリ(野生のものに限る。) ゼンマイ ワラビ(野生のものに限る。)	H24.6.15~: 盛岡市	
	H24.6.15~: 住田町	
	H24.5.9~: 北上市	
	H26.5.18~: 遠野市	
	H27.5.12~: 一関市	
	H24.5.30~: 一関市、奥州市	
	H24.6.18~: 一関市、奥州市	
	H24.5.16~: 住田町	
	H25.6.17~: 一関市	
	H25.6.4~: 平泉町	
稚類 シバ	H24.6.7~: 盛岡市 (旧藤清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.13~H26.4.11解除: 盛岡市 (旧洪川村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物 イワナ(養殖を除く。)	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島岩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.6.18~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島岩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島岩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.6.8~: 仙井川(支流を含む。)及び勝浦川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.10解除: 岩石筋内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田畠ダムの上流、網取ダムの上流、豊北ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
	H24.6.12~H26.7.31解除: 水城川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H28.8.25解除: 大川(支流を含む。)	
	H23.8.1~H23.8.25解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.6.10~: 金城	
宮城県		出荷制限
タケノコ 原木シイタケ(露地栽培) 野菜類 キノコ類(野生のものに限る。) クサソテツ(ごごみ)	H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市	
	H24.5.1~: 丸森町 (下記の区域を除く。)	
	H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町 (旧耕野村の区域に限る。)	
	H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町 (丸森町及び旧斎村の区域に限る。)	
	H24.6.29~: 東松島市	
	H24.6.18~: 白石市、角田市	
	H24.3.8~: 丸森町	
	H24.3.15~: 鶴ヶ城町	
	H24.4.5~: 村田町	
	H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町	
水産物 コシアブラ ゼンマイ ヤマドリの肉	H24.4.12~: 東松島市	
	H24.4.19~: 石巻市	
	H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大崎市 (県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.25~H28.8.26~一部解除: 垂来町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.27~H27.2.26~一部解除: 仙台市、加美町	
	H24.5.7~H27.2.19~一部解除: 大和町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.10.18~: 東松島市、大崎市	
	H24.6.27~: 東松島市	
	H24.4.27~H27.2.23~一部解除: 大崎市 (収地されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町	
肉 牛の肉 クマの肉 ヤマドリの肉	H24.4.19~: 氷見市、黒川郡	
	H24.5.17~: 大崎市、南三陸町	
	H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町	
	H24.5.7~: 大和町	
	H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町	
	H24.5.17~: 大崎市	
	H24.6.27~: 黒川郡	
	H24.4.27~H27.2.23~一部解除: 大崎市 (収地されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町	
	H24.4.19~: 氷見市、黒川郡	
水産物 クサソテツ(ごごみ) コシアブラ ゼンマイ タラメ(野生のものに限る。)	H24.4.19~: 大崎市、南三陸町	
	H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町	
	H24.5.7~: 大和町	
	H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町	
	H24.5.17~: 大崎市	
	H24.6.25~: 氷見市、黒川郡、大崎市	
	H24.4.27~H27.2.23~一部解除: 大崎市 (収地されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町	
	H24.4.19~: 氷見市、黒川郡	
	H24.4.19~: 大崎市、南三陸町	
穀類 米(平成25年度) シバ	H24.5.11~H26.4.11解除: 東松島市 (旧成村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市 (旧一糸村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線	
	H24.11.5~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.5~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島岩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.30~H24.5.17解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島岩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.30~H24.5.17解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.30~H24.5.17解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島岩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 スズキ ヒラメ マダラ ヒガマングフ アユ(養殖を除く。) ヤマメ(養殖を除く。) ウダイ	H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
	H24.5.2~H24.11.17解除: マダラ (1尾の重量が1キログラム以上のもの)	
	H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島岩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.6.4~H25.12.25解除: 宮城県内阿武隈川(支流を含む。)のうら、白幡堰堤より上流の白石川(支流を含む。)	
	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H24.5.27~: 三道戸のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び三道戸のうち荒磯ダムの上流(支流を含む。)	
	H24.6.22~: 一迫のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び栗駒ダムのうち荒磯ダムの上流(支流を含む。)	
	H24.6.28~: 広瀬川(支流を含む。)	
	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H24.5.18~H24.8.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)	
肉 牛の肉 イソシの肉 クマの肉	H23.7.28~H23.8.19~一部解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町	
	H24.8.25~: 金城 (上記地域を除く。)	

※_____の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月23日現在

山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10～: 全域
秋田県		出荷制限
原乳		H23.2.23～4.10解除: 全域 H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除: 全域 H23.4.6～H27.4.17解除: つばみらい市
カキナ		H23.3.21～4.17解除: 全域 H23.3.23～4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23～4.17解除: 全域
野菜類		H24.4.6～: 湯沢市、小美玉市 H24.4.6～H27.4.17解除: つばみらい市 H24.4.13～: 石巻市、鶴岡市、市川町、利根町 H24.4.13～H27.4.17解除: 守谷市 H24.4.13～H27.4.24解除: 取手市 H24.4.19～: ひたちなか市、鶴来町、東海村 H24.4.20～: 北茨城市、大洗町
タケノコ		H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～: 安城町、阿見町
原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.6～: 常陸大宮市、守谷市、つばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、那珂市
原木シイタケ(施設栽培)		H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 安城町
コシアブラ		H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
イシガレイ		H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、北緯30度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.8.2解除: 北緯30度38分の線、我が国排他の經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スキ		H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバツ		H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17～H26.5.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H26.5.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.4.17～H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17～H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスベ		H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカマツ(漁獲を除く。)		H24.4.17～: 鶴ヶ崎、北浦及び利根運河及びこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブリ(漁獲を除く。)		H24.4.17～H27.3.24解除: 霞ヶ浦、北浦及び利根運河及びこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ		H24.5.7～H26.1.30: 安城町内の那珂川(支流を含む。) H26.11.12～: 茨城県内の利根川のうらぬき橋の下流(支流を含む。)
肉	イシゾの肉	H23.12.2～H23.12.21(一部解除: 全域) 水産物の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシゾの肉を除く。)
その他		H23.6.2～H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鶴来市、湯沢市、守谷市、筑西市、鉾田市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～-10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除: 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.5.24解除: 尾崎市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.15解除: 那珂市 H23.6.2～H24.10.11解除: つば市 H23.6.2～H25.4.3解除: 牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H26.5.17解除: 小美玉市
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域
カキナ		H23.3.21～4.14解除: 全域
タケノコ		H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～H28.7.3一部解除: 那須町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H27.8.5一部解除: 那須市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～: 益子町
原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.11～H27.2.20一部解除: 日光市、大田原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H27.2.20一部解除: 茅野市、那珂川市、那須塩原市、上三川町、市貝町 H24.4.12～(旧)茅野町を除く。)、壬生町
原木シイタケ(施設栽培)		H24.2.15～H28.10.24一部解除: 那須塩原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.16～H28.10.23一部解除: 矢板市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H28.8.28一部解除: 矢板町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19～H27.2.20一部解除: 大田原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.29～H28.9.28一部解除: さくら市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.29～H28.4.17一部解除: 霞沼町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.4～H27.8.5一部解除: 王生町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.29～H28.10.24一部解除: 日光市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
原木クリクラ(露地栽培)		H23.11.17～: 霞沼町、矢板市 H23.11.18～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須塩原市、上三川町、茅野市、市貝町、旁町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.5～: 塩谷町 H24.11.18～: 王生町
原木ナメコ(露地栽培)		H23.11.4～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.15～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.12～: 霞沼町
野菜類		H24.11.12～: 霞沼町、茅野市、那須塩原市、大田原市 H24.11.17～: 霞沼町、矢板市 H24.10.4～H28.10.24一部解除: 那須塩原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.10.4～H28.10.23一部解除: 矢板市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H28.8.28一部解除: 矢板町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19～H27.2.20一部解除: 大田原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.29～H28.9.28一部解除: さくら市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.29～H28.4.17一部解除: 霞沼町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.4～H27.8.5一部解除: 王生町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.29～H28.10.24一部解除: 日光市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.4.1～H27.12.21(一部解除: 全域) 野生のものに限る。
タケノコ		H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.8.13～: 矢板市
クサソテヅ(ごみ)(野生のものに限る。)		H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.12～: 那須塩原市
コシアブラ(野生のものに限る。)		H24.5.1～: 大田原市、那須塩原市、茅野市 H24.5.22～: 宇都宮市、那須塩原市 H24.5.15～: さくら市 H24.5.25～: 那須町 H24.10.10～: 塩谷町 H24.10.12～: 那須塩原市 H26.7.18～: 茅野市 H24.6.1～: 那須塩原市、那須町 H24.6.7～: 那須塩原市、茅野市 H24.6.15～: 宇都宮市、那須塩原市 H24.6.22～: 霞沼町、日光市、矢板市、那須塩原市、那須町 H24.6.25～: 高根沢町 H24.6.30～: 市貝町 H24.6.31～: 霞沼町 H24.6.14～: 那須塩原市 H24.6.18～: 佐野市 H24.6.26～: 真岡市 H24.6.27～: 霞沼町 H24.6.28～: 王生町 H24.6.29～: 大田原市 H24.6.30～: 那須塩原市 H24.6.31～: 矢板市 H24.6.32～: 那須町 H24.6.33～: 霞沼町 H24.6.34～: 王生町 H24.6.35～: 大田原市 H24.6.36～: 那須塩原市 H24.6.37～: 矢板市 H24.6.38～: 那須町 H24.6.39～: 霞沼町 H24.6.40～: 王生町 H24.6.41～: 大田原市 H24.6.42～: 那須塩原市 H24.6.43～: 矢板市 H24.6.44～: 那須町 H24.6.45～: 霞沼町 H24.6.46～: 王生町 H24.6.47～: 大田原市 H24.6.48～: 那須塩原市 H24.6.49～: 矢板市 H24.6.50～: 那須町 H24.6.51～: 霞沼町 H24.6.52～: 王生町 H24.6.53～: 大田原市 H24.6.54～: 那須塩原市 H24.6.55～: 矢板市 H24.6.56～: 那須町 H24.6.57～: 霞沼町 H24.6.58～: 王生町 H24.6.59～: 大田原市 H24.6.60～: 那須塩原市 H24.6.61～: 矢板市 H24.6.62～: 那須町 H24.6.63～: 霞沼町 H24.6.64～: 王生町 H24.6.65～: 大田原市 H24.6.66～: 那須塩原市 H24.6.67～: 矢板市 H24.6.68～: 那須町 H24.6.69～: 霞沼町 H24.6.70～: 王生町 H24.6.71～: 大田原市 H24.6.72～: 那須塩原市 H24.6.73～: 矢板市 H24.6.74～: 那須町 H24.6.75～: 霞沼町 H24.6.76～: 王生町 H24.6.77～: 大田原市 H24.6.78～: 那須塩原市 H24.6.79～: 矢板市 H24.6.80～: 那須町 H24.6.81～: 霞沼町 H24.6.82～: 王生町 H24.6.83～: 大田原市 H24.6.84～: 那須塩原市 H24.6.85～: 矢板市 H24.6.86～: 那須町 H24.6.87～: 霞沼町 H24.6.88～: 王生町 H24.6.89～: 大田原市 H24.6.90～: 那須塩原市 H24.6.91～: 矢板市 H24.6.92～: 那須町 H24.6.93～: 霞沼町 H24.6.94～: 王生町 H24.6.95～: 大田原市 H24.6.96～: 那須塩原市 H24.6.97～: 矢板市 H24.6.98～: 那須町 H24.6.99～: 霞沼町 H24.6.100～: 王生町 H24.6.101～: 大田原市 H24.6.102～: 那須塩原市 H24.6.103～: 矢板市 H24.6.104～: 那須町 H24.6.105～: 霞沼町 H24.6.106～: 王生町 H24.6.107～: 大田原市 H24.6.108～: 那須塩原市 H24.6.109～: 矢板市 H24.6.110～: 那須町 H24.6.111～: 霞沼町 H24.6.112～: 王生町 H24.6.113～: 大田原市 H24.6.114～: 那須塩原市 H24.6.115～: 矢板市 H24.6.116～: 那須町 H24.6.117～: 霞沼町 H24.6.118～: 王生町 H24.6.119～: 大田原市 H24.6.120～: 那須塩原市 H24.6.121～: 矢板市 H24.6.122～: 那須町 H24.6.123～: 霞沼町 H24.6.124～: 王生町 H24.6.125～: 大田原市 H24.6.126～: 那須塩原市 H24.6.127～: 矢板市 H24.6.128～: 那須町 H24.6.129～: 霞沼町 H24.6.130～: 王生町 H24.6.131～: 大田原市 H24.6.132～: 那須塩原市 H24.6.133～: 矢板市 H24.6.134～: 那須町 H24.6.135～: 霞沼町 H24.6.136～: 王生町 H24.6.137～: 大田原市 H24.6.138～: 那須塩原市 H24.6.139～: 矢板市 H24.6.140～: 那須町 H24.6.141～: 霞沼町 H24.6.142～: 王生町 H24.6.143～: 大田原市 H24.6.144～: 那須塩原市 H24.6.145～: 矢板市 H24.6.146～: 那須町 H24.6.147～: 霞沼町 H24.6.148～: 王生町 H24.6.149～: 大田原市 H24.6.150～: 那須塩原市 H24.6.151～: 矢板市 H24.6.152～: 那須町 H24.6.153～: 霞沼町 H24.6.154～: 王生町 H24.6.155～: 大田原市 H24.6.156～: 那須塩原市 H24.6.157～: 矢板市 H24.6.158～: 那須町 H24.6.159～: 霞沼町 H24.6.160～: 王生町 H24.6.161～: 大田原市 H24.6.162～: 那須塩原市 H24.6.163～: 矢板市 H24.6.164～: 那須町 H24.6.165～: 霞沼町 H24.6.166～: 王生町 H24.6.167～: 大田原市 H24.6.168～: 那須塩原市 H24.6.169～: 矢板市 H24.6.170～: 那須町 H24.6.171～: 霞沼町 H24.6.172～: 王生町 H24.6.173～: 大田原市 H24.6.174～: 那須塩原市 H24.6.175～: 矢板市 H24.6.176～: 那須町 H24.6.177～: 霞沼町 H24.6.178～: 王生町 H24.6.179～: 大田原市 H24.6.180～: 那須塩原市 H24.6.181～: 矢板市 H24.6.182～: 那須町 H24.6.183～: 霞沼町 H24.6.184～: 王生町 H24.6.185～: 大田原市 H24.6.186～: 那須塩原市 H24.6.187～: 矢板市 H24.6.188～: 那須町 H24.6.189～: 霞沼町 H24.6.190～: 王生町 H24.6.191～: 大田原市 H24.6.192～: 那須塩原市 H24.6.193～: 矢板市 H24.6.194～: 那須町 H24.6.195～: 霞沼町 H24.6.196～: 王生町 H24.6.197～: 大田原市 H24.6.198～: 那須塩原市 H24.6.199～: 矢板市 H24.6.200～: 那須町 H24.6.201～: 霞沼町 H24.6.202～: 王生町 H24.6.203～: 大田原市 H24.6.204～: 那須塩原市 H24.6.205～: 矢板市 H24.6.206～: 那須町 H24.6.207～: 霞沼町 H24.6.208～: 王生町 H24.6.209～: 大田原市 H24.6.210～: 那須塩原市 H24.6.211～: 矢板市 H24.6.212～: 那須町 H24.6.213～: 霞沼町 H24.6.214～: 王生町 H24.6.215～: 大田原市 H24.6.216～: 那須塩原市 H24.6.217～: 矢板市 H24.6.218～: 那須町 H24.6.219～: 霞沼町 H24.6.220～: 王生町 H24.6.221～: 大田原市 H24.6.222～: 那須塩原市 H24.6.223～: 矢板市 H24.6.224～: 那須町 H24.6.225～: 霞沼町 H24.6.226～: 王生町 H24.6.227～: 大田原市 H24.6.228～: 那須塩原市 H24.6.229～: 矢板市 H24.6.230～: 那須町 H24.6.231～: 霞沼町 H24.6.232～: 王生町 H24.6.233～: 大田原市 H24.6.234～: 那須塩原市 H24.6.235～: 矢板市 H24.6.236～: 那須町 H24.6.237～: 霞沼町 H24.6.238～: 王生町 H24.6.239～: 大田原市 H24.6.240～: 那須塩原市 H24.6.241～: 矢板市 H24.6.242～: 那須町 H24.6.243～: 霞沼町 H24.6.244～: 王生町 H24.6.245～: 大田原市 H24.6.246～: 那須塩原市 H24.6.247～: 矢板市 H24.6.248～: 那須町 H24.6.249～: 霞沼町 H24.6.250～: 王生町 H24.6.251～: 大田原市 H24.6.252～: 那須塩原市 H24.6.253～: 矢板市 H24.6.254～: 那須町 H24.6.255～: 霞沼町 H24.6.256～: 王生町 H24.6.257～: 大田原市 H24.6.258～: 那須塩原市 H24.6.259～: 矢板市 H24.6.260～: 那須町 H24.6.261～: 霞沼町 H24.6.262～: 王生町 H24.6.263～: 大田原市 H24.6.264～: 那須塩原市 H24.6.265～: 矢板市 H24.6.266～: 那須町 H24.6.267～: 霞沼町 H24.6.268～: 王生町 H24.6.269～: 大田原市 H24.6.270～: 那須塩原市 H24.6.271～: 矢板市 H24.6.272～: 那須町 H24.6.273～: 霞沼町 H24.6.274～: 王生町 H24.6.275～: 大田原市 H24.6.276～: 那須塩原市 H24.6.277～: 矢板市 H24.6.278～: 那須町 H24.6.279～: 霞沼町 H24.6.280～: 王生町 H24.6.281～: 大田原市 H24.6.282～: 那須塩原市 H24.6.283～: 矢板市 H24.6.284～: 那須町 H24.6.285～: 霞沼町 H24.6.286～: 王生町 H24.6.287～: 大田原市 H24.6.288～: 那須塩原市 H24.6.289～: 矢板市 H24.6.290～: 那須町 H24.6.291～: 霞沼町 H24.6.292～: 王生町 H24.6.293～: 大田原市 H24.6.294～: 那須塩原市 H24.6.295～: 矢板市 H24.6.296～: 那須町 H24.6.297～: 霞沼町 H24.6.298～: 王生町 H24.6.299～: 大田原市 H24.6.300～: 那須塩原市 H24.6.301～: 矢板市 H24.6.302～: 那須町 H24.6.303～: 霞沼町 H24.6.304～: 王生町 H24.6.305～: 大田原市 H24.6.306～: 那須塩原市 H24.6.307～: 矢板市 H24.6.308～: 那須町 H24.6.309～: 霞沼町 H24.6.310～: 王生町 H24.6.311～: 大田原市 H24.6.312～: 那須塩原市 H24.6.313～: 矢板市 H24.6.314～: 那須町 H24.6.315～: 霞沼

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月23日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～H27.6.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.12.25解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除: 田代市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 稲田町、東吾妻町、嬬恋村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.16～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.18～: みなかみ町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川町(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除: 箱根川のうち川根の上流(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.12～: 海棲川(支流を含む。) (H24.8.8～H25.8.28解除)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
	クマの肉	H24.9.10～: 金城
	シカの肉	H24.11.14～: 金城
	ヤマドリの肉	H28.1.23～: 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 藤川市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 桶川町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海老山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、香取市、多古町	
農産物	シニギガ、サンガニサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.5～H25.10.23解除: 埼玉市、栗原町 H24.4.11～H27.1.22解除: 埼玉市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 茅ヶ崎市
農産物	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H26.10.14～: 露山市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～: 露山市 H23.12.22～H26.10.14～: 佐貫市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H26.3.19～: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H26.10.14～: 富津市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18～H26.3.19～: 富津市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H26.11.20～: 富津市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.10.14～: 運送市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	ダンブナ	H24.1.18～: 手賀沼及び手賀川に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ゴイ	H25.7.3～: 手賀沼及び手賀川に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	ワナギ	H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛海水槽場及び印旛水門の上流、両継用水第一海水槽場の下流、八路川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.5解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、津川町 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～11.1解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び鼠島浦村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿児沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿野町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H28.10.1～: 小鹿野市 H28.10.21～: 佐久間町 H28.5.21～: 長野市、熊谷沢町 H28.5.28～: 中野市、野沢温泉村 H27.5.28～: 木島平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H28.10.3～: 富士宮市、富士市 H29.10.7～: 摩耶市
	※ [] の箇所は、出荷制限の対象	

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成27年6月23日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） 非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 球形葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
野菜	原木シイタケ（露地） H23.4.13～：飯館村 H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に関する野生キノコに限る） キノコ類（野生のものに限る。） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域 ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象